

合志市農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年1月10日(水)午後1時30分から午後2時25分

2.開催場所 合志市役所2階大会議室

3.出席委員(13人)

会 長	14 番	福 嶋	求仁子
会長職務代理者	1 番	平 山	和 敬
委 員	2 番	清 原	啓 喜
"	3 番	上 野	育 夫
"	4 番	平 野	昭 代
"	6 番	村 上	幸 記
"	7 番	長 野	昌 治
"	8 番	齋 藤	典 夫
"	10 番	城	英 夫
"	11 番	青 木	恵 夫
"	12 番	岡 田	政 広

4.欠席委員(2名)

委 員	9 番	野 田	隆 一
"	13 番	坂 口	正 子

5.議事日程

(1)議事録署名者

(2)農家調査及び現地調査員

(3)議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 農地移動適正化あっせん基準の一部改正(案)について

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6.農業委員会事務局職員

局 長	坂 上	範 行
次 長	竹 田	直 広
主 幹	上 村	恭 子

○事務局長 それでは、ただいまより令和6年1月の農業委員会総会を開催いたします。開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 明けましておめでとうございます。今年は1日から、すごく大きな災害、そして事故にみまわれまして、本当に富山の皆様、石川の皆様方は、私達も熊本地震で大変な思いをしましたけれども、それ以上にですね、寒さであるとか、雪であるとか、いろんなことに苦しみながら、今もまだ地震の苦労を重ねてらっしゃるんじゃないかと思っております。1日も早く、災害の方が落ち着いて復興に向けて動いていただけるように願うばかりです。私達は何もできませんけれども、思いと何かしらの形でご協力ができればと思っていますところ。また私達におきましては、本当にこの1年間が、何事もなく普通の暮らしが普通に送っていけるような、平和な1年になるように願うばかりです。少し気持ちが昔の熊本地震を思い出して、あのときは本当に、何かやらなければと思いながら、なかなか体が動かなかったなっていうのを思い出して、昔に戻ってしまって本当に申し訳ありません。農業委員会におきましては、あと1年ほどでこのメンバーでの任期が終わりになります。2年間いろんな勉強重ねていながら、農地について、皆さんもどうしたらいいかっていうのをいろいろ思っていたいたけただけではないかと思えます。地域作りの方で、農地の方をまとめていくということで、国の方からの方針とかもいろいろ来ております。担い手の農家の皆さん方が、それぞれの農地をそれぞれに頑張っていたきながら、しっかりと農地をそれぞれで守っていただいて、農地をその地域の皆さんの中でまとめていただければ、おそらく地域作りの方は自然にできていくのではないかと考えているところでございますが、まだ農業委員会を経験してらっしゃらない皆様方にとりましては、国の政策とかいうものがどういう方向で進んでいくかっていうのが、ご理解いただけてない点多いかなと思いますので、できましたらこの1年の間に、各地域の中でそういったお話を理解していただけるように何か機会を持てたらいいなと考えているところでございます。各地域におきましては、皆様をお願いすることもあるかとは思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。それでは今年初めての総会でございます。どうぞ慎重なご審議をお願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、9番野田委員と13番坂口委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員14名中12名の出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。では、このあとの議事につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何か質疑や質問があれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3.の議事に入ります。

議事録署名者につきましては4番 平野委員 5番 高島委員を指名しますので
よろしくお願いいたします。

- - - - - ○ - - - - -

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 1番
平山委員 7番 長野委員 8番 齋藤委員 11番 青木委員 12番 岡田委員 推
進委員 7番 澤田委員以上6名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞ
よろしくお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。第1号議案、農地法第3条第1
項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求
めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。所有権移転
番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっ
ています。申請の理由は規模拡大のための売買でございます。続けて申請地の場所
ですが、議案書『別紙』3ページの中央斜線部分が申請地です。合志小学校の西側
に位置する農地です。4ページが申請地の現況写真です。次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。次に6ページをお開きください。まず、
第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて
耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。第2号の
農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。第
3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要
件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第6号の地域
との調和要件は、申請地は畑として利用しており、今後も同様に野菜等を作付け
し、畑として利用する予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ
該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。事務局
からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の8番 齋藤委員に
農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（齋藤典夫君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。
12月27日の午前9時頃、私と福嶋会長と山田推進委員と事務局で現地調査をいたし
ました。今回の申請理由は、規模拡大のための所有権移転です。申請地は申請人
の自宅付近にあり、効率よく作業を行うことができます。また、許可後も同様に
畑として利用し、野菜等を作付けする予定のため、農地への影響は心配ないと思
われます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

- 議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書2ページをお開き下さい。賃借権設定番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、新規就農のための賃借でございます。続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』7ページをご覧ください。図面中央よりの斜線部が申請地です。合志バイオXの北側に広がる農地です。8ページが申請地の現況写真です。9ページは、保有されている農業機械の写真です。次に10ページをご覧ください。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、借人は一般法人であるが、取締役が農業に従事し、解除条件付の契約書も取り交わしているため、該当しません。第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は野菜等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。事務局からは以上です。

- 議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 澤田委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○推進委員7番（・田清君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。12月27日の午前9時30分頃、私と福嶋会長と斎藤委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、新規就農のための賃借です。申請人はスマート農業を促進するために設立された法人です。ドローンによる農薬散布を2年ほど行っていましたが、効率化を測る機械を作る為に、実際に自分たちで農業を経験

したいと思い今回の申請になりました。許可後、野菜等を作付けする予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございますか？

（異議なしの声あり）

- 議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

- 議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

- 議長（福島求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。なお、本案件につきましては、第2号議案農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更1と同一の転用事業ですので、この2つの議案につきまして併せて上程いたします。事務局に説明を求めます。

- 事務局 第2号議案の所有権移転の番号1、事業計画変更の番号1が同一事業でありますことから併せてご説明申し上げます。議案書の3から5ページと7ページをお願いいたします。まず議案書の7ページの事業計画変更番号1の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。既に令和5年6月29日付け、熊本県指令農担第77号で許可しております事業の開発区域を新たな農地を取得して工場用地を拡張する変更内容となっております。事業の拡大により新規雇用人数を増やすことから従業員駐車場を確保する事業計画の変更です。取得する農地の面積が134,273㎡から192,344㎡と58,071㎡増えることから議案書3から5ページの所有権移転番号1の審議も必要となります。戻りまして議案書の3から5ページの所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は工場への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙は、紙でご用意しております。1ページをお願いします。図面中央の赤の点線部分が既に許可済の工場用地でその北側の赤枠斜線部分が所有権移転番号1の申請地で、菊池病院の北側、東京エレクトロン㈱の北西に位置する農地です。次の2ページが申請地の現況です。3ページが新たに取得される農地の写真です。次の4ページが変更前の配置図で、5ページが変更後の配置図です。申請者は半導体及び半導体関連機器の製造・販売を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、調整池の1つを拡張する区域へと移設し、駐車場を増設し整備する計画です。

6ページをお願いします。こちらは追加で取得する農地についての調査書です。続いて7ページをお願いします。事業計画変更も含めてご説明ができますのでこちらの調査書で併せてご説明します。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の8ページにお示ししておりますとおり、農地転用面積192,344㎡のうち、東側の申請地の57,253㎡が約9.6haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となります。また、北側の拡張区域内の一部と西側の申請地の108,289㎡の農地が「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地」であることから、第1種農地となり、黄色点線で示しております拡張区域の西側の申請地の26,802㎡が土地改良区事業等の施行区域の農地であるため甲種農地となります。第1種農地及び甲種農地は原則転用することは出来ませんが、例外規定である農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づき計画を策定し、その計画区域内であるため転用可能となっております。括弧2の一般基準についてですが、所有権移転も事業計画変更も同じで、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年12月27日の午前、私と吉岡推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の周囲の一部に農地が接しておりますが、駐車場へは構内道路を使用し進入されるため、農耕車の走行の妨げにならないことや下流の水路の状況を見ながら調整池からの水量を調整し放流するなど、周囲への影響がないように設計されています。また土砂流出についても留意するとのことでしたので、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1及び事業計画変更1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号1及

び事業計画変更1は原案のとおり可決されました。なお所有権移転番号1及び事業計画変更1につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第4条第4項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福岡求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の11ページをお願いします。図面中央太枠斜線部分が番号2の申請地で、みどり館の南東で県道大津植木線の北に位置する農地です。

次の12ページが申請地の現況です。13ページが配置図です。申請者は主に不動産を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地（8区画）を整備する計画です。14ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の15ページにお示ししておりますとおり、赤色斜線部分の農地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありせん。事務局からは以上でございます。

○議長（福岡求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 長野委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（長野昌治君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年12月27日の午前、私と林推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の一部は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福岡求仁子君） ありがとうございました。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号3につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。議案書別紙の16ページをお願いします。図面左下の太枠斜線部分が番号3の申請地で、ルーロ合志の南側にあり、森本整形外科の西に位置する農地です。次の17ページが申請地の現況です。18ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地2区画を整備する計画です。19ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の20ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 平山委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（平山和敬君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年12月27日の午前、私と内平推進委員、農業委員会職員で、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地の東側は農地に接しておりますが、周囲はコンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の6から7ページをお願いいたします。賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。転用目的は駐車場への一時転用で、賃借権設定です。議案書別紙の21ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、東京エレクトロン九州㈱の西側、菊池病院の北に位置する農地です。次の22ページが申請地の現況です。次の23ページが配置図です。申請者は電気工事を主とした建設業を営む法人で、当該土地を借受け、近隣の工場建設に従事する314台分の作業員用駐車場を整備する計画です。24ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の25ページにお示ししておりますとおり、申請地の農地区分は「農振農用区域内にある農地」に該当しますが、許可から3年後に農地に復元することが条件での一時転用であるため許可可能です。括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の11番 青木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（青木恵夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。令和5年12月27日の午前、私と櫻井推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。申請地は、農振農用地区域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、合志土地改良区などと一時転用後の農地への復旧作業についても協議済で特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○議長（福嶋求仁子君） はい、平野委員。

○4番（平野昭代君） すいません一時転用ということですけど、大体何年ぐらいの期間なんですか？

○事務局 許可日から3年間になっております。

○4番（平野昭代君） これを延長するということは考えられないのでしょうか。

○事務局 延長できるかというご相談は受けたんですけど、原則3年間ということで決まっていますとお伝えいたしました。それ以上のことは実際期限が迫ってみてご相談があったらまたこちらで協議をしないといけないかなとは思っています

○議長（福嶋求仁子君） 他に何かございませんでしょうか？

（異議なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。なお本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第4条第4項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書8ページをお開きください。第3号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。次の9ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の1月総会分、右側が令和6年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。次の10ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。次に11ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は60,617㎡です。次の12ページをごらんください。今月の利用権設定申出書・計画書の件数は17件です。1番から4番までが再設定です。5番から17番が新規です。貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、甘藷

10年 16,800円

番号 2、賃借権、スイカ	10年 13,000円
番号 3、賃借権、WCS	5年 15,000円（3筆）
番号 4、賃借権、稲・麦	5年 20,000円（7筆）
番号 5、賃借権、飼料作物	10年 15,000円
番号 6、賃借権、飼料作物	10年 15,000円
番号 7、賃借権、飼料作物	10年 25,000円
番号 8、賃借権、飼料作物	10年 21,000円
番号 9、賃借権、野菜	10年 15,000円
番号 10、賃借権、野菜	10年 14,900円
番号 11、使用貸借、飼料作物	10年 0円（5筆）
番号 12、使用貸借、飼料作物	10年 0円
番号 13、賃借権、米	5年 20,000円
番号 14、賃借権、米	5年 20,000円
番号 15、賃借権、たばこ	5年 10,000円
番号 16、賃借権、たばこ	5年 10,000円
番号 17、賃借権、甘藷	5年 10,000円

次は中間管理機構を通じた貸し借り、再配分と一括方式について説明いたします。議案書16ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。利用券設定（中間管理機構）【再配分】の番号1番の内容を説明いたします。番号1は賃借権です。利用内容は普通畑です。利用期間は5年、10a当りの賃借料は、29,000～46,100円です。次に利用権設定（中間管理機構）【一括方式】の番号1番をご覧ください。内容について説明いたします。番号1番は賃借権です。利用内容は普通畑と水田です。利用期間は10年、10a当りの賃借料は、12,000～18,000円です。次の14ページをご覧ください。所有権移転です。5件あります。

次の14ページをご覧ください。所有権移転です。1件あります。以上第3号議案は農業経営基盤強化促進法第19条第4項の各要件を満たしていると考えられます。最後に農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。今回の合意解約件数は 11件 42,974㎡でございます。内契約予定件数が 11件 42,974㎡でございます。今回の11件すべて、次の契約が予定されております。これで第3号議案の説明を終わります。

○議長（福島求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（「ありません」の声あり）

○議長（福島求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

○議長（福島求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よっ

て、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第4号議案、農地移動適正化あっせん基準の一部改正案につきまして、上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書15ページをお開きください。提案理由をご説明いたします。

農地移動適正化あっせん基準とは、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等について行う農地保有の合理化のための権利移動のあっせん事業についての手続き及び基準を設けたものです。具体的には、農業経営基盤強化促進法による売買における買い手となるためのあっせん譲受名簿に掲載するための基準でございます。この度、農業経営基盤強化促進法等を改正する法律の施行により「農地移動適正化あっせん事業実施要領」及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」が改正されました。このことに伴い、農地移動適正化あっせん基準も見直しをする必要が出てきたため、改正をいたします。改正にあたっては、総会での農業委員会の承認を経た後、熊本県知事へ認定申請を提出し、認定を受けた上での改正となります。次に改正内容について、ご説明いたします。

改正箇所につきましては、お手元の資料「農地移動適正化あっせん基準（案）」の朱書き部分が変更や追記された部分となります。内容につきましては、もうひとつの資料「新旧対照表」で説明いたします。まず新旧対照表の1ページをご覧ください。3のあっせん基準についてですが、右側の変更前が改正前ですね、変更後は改正後になります。元々このあっせん基準の中で農用地等の権利を取得させべきものは農業を営む者に加えて農地中間管理機構並びに農業者年金基金というふうに記載されておりました。赤書きの部分が中間管理機構と年金基金のことなんですけど、この部分がそのまま削除になり、農用地等の権利を取得させるべきものは農業を営む者という文章に変わっております。続きまして次の2ページですね。こちら右側が変更前で、左側が変更後になっております。こちらの につきましても先ほどと同じようにですね、中間管理機構と農業者年金基金に関する文章が削除されまして、権利取得者に対するあっせんについては、認定農業者と認定就農者を優先してあっせんするものとするという文書に変わっております。続きまして ですね、こちらが新設されております。こちら地域計画令和6年度末までに作成する地域計画の区域内においての文言が追加されております。続きまして3ページの5ですね、あっせん譲受け等候補者名簿の作成、こちらですね赤字の部分が追加されております。農業を担うものとして地域計画に位置づけられているものは、名簿に登録されているものとみなすという情報が入っております。最後に4ページですね。こちらはあっせんの設定に関する文言が入っております。こちらはですね、利用権設定の申し出があった場合はですね、まずは中間管理機構の活用を促すということで記載を追加しております。今回の改正につきましては全体的に地域計画に関する改正となっております。以上、改正箇所と内容について説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） こういうのを読み取るのは難しいんですが、かつこの部分

を読まないで文だけを続けて読んでいくと割にわかりやすいように思います。ただいま、事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

(異議なしの声あり)

- 議長(福島求仁子君) ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地移動適正化あっせん基準の一部改正案につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

- 議長(福島求仁子君) ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、第4号議案、農地移動適正化あっせん基準の一部改正案につきましては、原案のとおり可決されました。

- 議長(福島求仁子君) 農地移動適正化あっせん基準の一部改正につきましては、熊本県知事へ認定申請を提出し、認定を受けたうえでの改正となります。

- 議長(福島求仁子君) 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

- 事務局 それでは説明します。議案書の16ページをお開き願います。今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては1件の届出がっております。議案書の17ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。なかがわ整形リハビリセンターの西側、九州自動車道沿いに位置する農地です。隣接する宅地の拡張を行うための届出です。事務局からは以上でございます。

- 議長(福島求仁子君) ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(福島求仁子君) ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

- 議長(福島求仁子君) 以上で議案の方は終わりました。事務局へお返しします。

4. 閉 会

- 事務局長 それでは、長時間にわたります慎重審議有難うございました。以上を持ちまして、「令和6年1月の合志市農業委員会総会」を閉会致します。皆さん大変お疲れ様でございました。

- - - - - ○ - - - - -

閉 会 午後2時40分